

揖斐郡消防組合 監査委員 関谷 正弘

平成30年5月1日

請求人 様

揖斐郡消防組合 監査委員 関谷 正弘
同 野原 徹



住民監査請求について (通知)

請求人が平成30年3月6日付けで提起した住民監査請求について、次のとおり通知します。

決 定 書

第1 請求人及び代理人

住 所 岐阜県揖斐郡揖斐川町

請求人

住 所 名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2 502

弁護士法人OFFICEシンカイ 大津通り法律事務所

- 主任代理人 弁護士 浮葉 遼

第2 請求の要旨

1 監査請求の趣旨

揖斐郡消防組合管理者に対する措置要求の要旨は、以下のとおりである。

平成24年6月28日締結の消防・救急デジタル無線整備事業の工事請負契約に関し、中央電子光学株式会社及び沖電気工業株式会社から金9786万円を揖斐郡消防組合（以下、「組合」という。）に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

2 監査請求の理由

(1) 監査請求にかかる契約

組合は、消防・救急デジタル無線整備事業（以下、「本件工事」という。）を指名競争入札によって、中央電子光学株式会社（以下、「中央電子光学」という。）大垣支店と平成24年6月28日、下記内容にて消防・救急デジタル無線整備事業の工事請負契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。

ア 請負代金 4億8930万円（消費税込み）

イ 受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）第3条違反（不当な取引制限）による排除措置命令（工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第47条の2第1項第1号）、あるいは課徴金納付命令（約款同条同項第2号）が確定した場合、受注者は発注者に対して、合わせて請負代金の10分2に相当する額を支払わなければならない（約款第47条の3第1項、第2項）。

(2) 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、株式会社富士通ゼネラル（以下、「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社（以下、「沖電気工業」という。）、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気（以下、「日立国際電気」という。）に、独占禁止法第3条違反があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令（平成29年（措）第1号）を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし第4号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルを除き、それぞれ確定した。

(3) 組合の有する債権

ア 中央電子光学に対する債権

(7) 請負契約に基づく違約金請求権

中央電子光学は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人になっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、(中略)代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、中央電子光学はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定しているから、実質的には、約款第47条の3第1項及び第2項に該当する。

よって、組合は、中央電子光学に対し、請負代金額の10分の2である9786万円の違約金請求権を有する。

(4) 不法行為による損害賠償責任

I 上記の通り、中央電子光学は、沖電気工業とともに入札談合を行っていたので、独占禁止法第3条違反として、不法行為責任を負う。

II 当該不法行為によって組合が被った損害額

約款第47条の3第1項及び第2項の定めは、損害賠償額の予定の規定(民法第420条第1項)と解すべきであるから、当該不法行為によって組合が被った損害額は、請負代金額の10分の2である。大阪高裁平成22年8月24日判決(平21(行コ)154号事件)も、約款と同趣旨の規定について、損害賠償額の予定の規定と解釈している。

III したがって、組合は、中央電子光学に対して、請負代金額の10分の2である9786万円の損害賠償請求権を有する。

イ 沖電気工業に対する債権

沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であって、まさしく談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていた者である。

したがって、中央電子光学と同様、組合に対して不法行為責任を負う。

沖電気工業は、中央電子光学との共同不法行為により組合に損害を与えたのだから、沖電気工業が組合に与えた損害額は、中央電子光学と同様に9786万円である。

よって、組合は、沖電気工業に対して、9786万円の損害賠償請求権を有する。

3 結論

以上の通り、組合は、中央電子光学及び沖電気工業に対して、上述の債権を有しているにも関わらず、何ら措置をとっていない。

よって、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

4 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである。

- | | | |
|---------|----------------------|----|
| 添付書類1 | 平成29年(措)第1号 排除措置命令書 | 1通 |
| 添付書類2 | 工事請負契約書 | 1通 |
| 添付書類3-1 | 工事請負仮契約書 | 1通 |
| 添付書類3-2 | 消防救急デジタル無線整備事業仕様書 | 1通 |
| 添付書類3-3 | 工事請負契約約款 | 1通 |
| 添付書類4 | 入札執行一覧表 | 1通 |
| 添付書類5 | 平成29年(納)第3号 課徴金納付命令書 | 1通 |
- (事実証明書の内容は省略)

第3 請求の受理

本件請求は平成30年3月5日に提起され、地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件を充足しているとして、平成30年3月26日にこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査期間

平成30年3月6日から平成30年5月5日まで

2 対象部課

揖斐郡消防組合消防本部総務課

3 請求人へ質問状の送付

平成30年3月26日付けで、次の項目について質問状を送付し、4月11日までに回答をするよう求めた。

(1) 請求の趣旨について

請求の趣旨において、「中央電子光学及び沖電気工業から各自金9786万円を組合に返還」とありますが、連帯して9786万円の返還を求めるものか、または、それぞれ9786万円返還を求め計1億9572万円の返還を求めるものか、回答してください。

(2) 事実証明書について

ア 「代理店等」の定義について、根拠と共に回答してください。

イ 中央電子光学は、沖電気工業の「代理店等」であることを証明する事実証明書を添付してください。

ウ 組合は「代理店等」に対して約款第47条の2及び第47条の3を適用して請求書趣旨の金額を請求することができることについて、根拠を具体的に回答してください。

エ 組合は、直接契約していない沖電気工業に対して、請求書趣旨の金額を請求することができることについて、根拠を具体的に回答してください。

4 請求人の質問状に対する回答

平成30年3月30日付けで、次のとおり質問状に対する回答があった。

(1) 「請求の趣旨について」に対して

連帯して9786万円の支払を求める。

(2) 「事実証明書について」に対して

ア 添付資料1、第1の1(2)エ記載の、「代理店、工事業者等」である。

イ 上記の通り、「代理店等」には工事業者が含まれるところ、添付資料2によれば、中央電子光学は、本件工事を請け負うものとされている。

ウ 組合と中央電子光学が、約款で第47条の2、同第47条の3を設けた趣旨は、受注者が談合に関与することによって競争を制限し、落札価格が不当に高額になることを避けること、及び万一そのような行為が行われた場合には、受注者に違約金を支払わせることによって、不当に得られた利益を組合に返還させることにある。

そして、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、(中略)代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、中央電子光学はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定されている。

以上の事実関係の下では、代理店等である中央電子光学は、実質的には、独占禁止法違反行為者と同視できる。したがって、組合は、「代理店等」である中央電子光学に対し、約款第47条の2及び第47条の3を適用して、監査請求の趣旨記載の金額を請求することができる。

エ 沖電気工業に対しては、約款に基づく請求を求めているのではなく、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求(民法第709条)をなすことを求めている。

そして、同請求は、契約当事者でない者(本件では沖電気工業)に対しても請求することができる。

5 請求人の陳述及び証拠提出

平成30年3月26日付けで陳述の機会を付与する旨通知したが、請求人は出席しなかった。

6 関係人の陳述及び証拠提出

平成30年4月12日に消防長から陳述を聴取した。消防長は、弁明書、証拠書類及び関係帳簿を提出した。

以下は、弁明書の内容である。

(1) 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 事実の認否

ア 監査請求の理由1について

監査請求に係る契約記載の事実については、概ね認める。

イ 同理由2について

公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令記載の事実については、概ね認める。

ウ 同理由3について

(ア) 組合の有する債権

I 中央電子光学に対する債権記載

- i 請負契約に基づく違約金請求権記載の事実については、不知。
組合において、請求の当否、立証可能性を検討しているところである。

(イ) 同理由3組合の有する債権

I 中央電子光学に対する債権記載

- ii 不法行為による損害賠償請求責任記載の事実については、不知。
組合において、請求の当否、立証可能性を検討しているところである。

(ウ) 同理由3組合の有する債権

- II 沖電気工業に対する債権記載の事実については、不知。
請求の当否、立証可能性を検討しているところである。

(3) 弁明の理由

ア 中央電子光学に対して

組合において、平成30年4月9日にヒアリングをした結果、中央電子光学は、談合していないと主張している。(平成30年4月23日付けで、「代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、」(抜粋)の内容に該当しない旨の誓約書が、中央電子光学から届いている。)

また、組合において、沖電気工業に対しても平成30年4月4日にヒアリングをしたが、代理店等である中央電子光学と談合した事実を否定している。

監査請求人に対して、平成30年3月26日に、監査委員から質問がなされているが、平成30年3月30日の監査請求人の回答によっても、中央電子光学が、「代理店等」には工事業者が含まれるとしているが、どのように入札等において関与していたのか、談合や共謀の具体的事実関係が明らかになっていない。

中央電子光学は、排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人ではないが、公正取引委員会からの書面による照会やヒアリングを受けていないとしている。また、公正取引委員会への問い合わせ、行政文書開示請求を提出しているが、新たな開示を受けていない。

よって、中央電子光学に対して、組合が、本件契約に基づく違約金請求権を有しているか否かを判断することが難しく、「実質的には、本件契約約款第47条の3第1項、第2項に該当する。」と、現時点では言えない。

また、中央電子光学に対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているか否かについても、現時点では判断することができない。

イ 沖電気工業に対する請求について

(ア) 沖電気工業及び中央電子光学は、両者に対するヒアリングにもあるとおり、沖電気工業が、代理店である中央電子光学を通じて談合したという事実を否認している。すなわち、中央電子光学は、談合に関与していないと主張している。

また、沖電気工業は、中央電子光学との価格調整等、談合した事実については、否認する構えを見せている。

(イ) 沖電気工業は、適正な金額で仕切りをしたという主張をしていることから、損害はないという主張をしている。

沖電気工業は、直接の契約の相手ではないことから、約款第47条の3第1項、第2項が適用されるわけではなく、具体的に、損害額を主張、立証する必要がある。

したがって、仮に、沖電気工業が、代理店等である中央電子光学を通じて談合していたとしても、談合による損害額を具体的に明らかにする必要はある。

沖電気工業に対して、平成30年4月4日にヒアリングをしているが、沖電気工業も、中央電子光学が談合した事実を否定している。

ウ 組合による損害賠償請求に向けての検討状況について

排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、確定をしている沖電気工業はもとより、代理店等で工事を請け負った中央電子光学に対しても損害賠償請求権を有することを否定するものではなく、不法行為及び共同不法行為も含めて請求をするという検討が必要である。

しかしながら、沖電気工業が、中央電子光学を通じてどのように談合したのか、具体的に明らかではない。

また、本件工事は、各消防本部において仕様、工事内容が異なるため、適正と思われる金額を算出することは非常に困難であり、算出根拠となりうる判断材料を収集し、検討するには、相当程度の準備期間と資料が必要である。また、損害額を算出できない可能性もあり得る。

エ 以上により、できる限り、損害賠償請求を検討、準備しているところではあるが、具体的な主張・立証の可能性が不明であることから、本件監査請求については、棄却を求めるものである。

(4) 証拠書類

- | | | |
|--------|--------------------------------|----|
| 証拠書類 1 | 消防救急デジタル無線工事請負契約書及び工事請負契約約款の写し | 1通 |
| 証拠書類 2 | ヒアリング（中央電子光学） | 1通 |
| 証拠書類 3 | ヒアリング（沖電気工業） | 1通 |
| 証拠書類 4 | 行政文書開示請求書 | 1通 |

7 公正取引委員会に対する行政文書開示請求について

組合は、平成30年3月30日付けで、平成29年（措）第1号排除措置命令

書に記載の「その代理店、当該代理店等」及び「代理店等」、並びに平成29年（納）第3号課徴金納付命令書に記載してある「代理店等」に該当する会社名について、行政文書開示請求書を送付して開示を求めたが、同年4月19日付けで行政文書不開示決定通知書が通知され、開示されなかった。

8 全国消防長会に対する消防救急無線のデジタル化事業をめぐる談合に関する行政相談について

組合は、全国消防長会に対し、損害賠償請求の相手及び請求金額の試算方法について相談したところ、損害賠償請求の相手は契約者の中央電子光学であり、損害額は一般論として、公正価格と入札価格の差額であるとの回答を得た。

第5 判断

1 当該入札における談合事実の有無について

請求人は、組合が発注した本件契約を受注した中央電子光学は、公正取引委員会から、入札で談合を繰り返したとして、独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）とされ、2億4381万円の課徴金納付が命じられた沖電気工業の「代理店、工事業者等」であり、「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とした公正取引委員会の認定からも独占禁止法違反者と同視できるため、約款第47条の2及び同第47条の3を適用して違約金請求ができるとしている。

また、沖電気工業に対しては、民法第709条に基づき、不法行為による損害賠償請求を求める等の必要な措置を講ずべきことを請求している。

しかし、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた5社の内、富士通ゼネラルは、平成29年8月2日、東京地方裁判所に排除措置命令及び課徴金納付命令の取消訴訟を提起した。また、富士通ゼネラル以外の4社は公正取引委員会の命令を受け入れたとのことであるが、本件契約に先立つ当該入札には5社が参加（平成24年5月10日以降、談合を脱退した1社「日本電気」は辞退。）しているところ、そのうち2社は公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている特定消防救急デジタル無線機器納入メーカーで、残り3社は同納入メーカーの代理店等であった。

組合において、談合を行った「代理店、工事業者等」とされる中央電子光学に対し平成30年4月9日にヒアリングを実施した結果、中央電子光学は公正取引委員会からの書面による照会やヒアリングを受けていないと回答している。さらに、公正取引委員会からの行政文書不開示決定通知書からも、中央電子光学が談合や共謀していたと判断することは、現時点では困難である。

また、本件契約の受注者である中央電子光学と特定の製造販売業者、いわゆる沖電気工業との間での談合や共謀について調査しているが、具体的事実関係が明らかになっていないと述べている。

以上により、現時点において、当該入札において、本件契約の受注者である中央電子光学が関係する談合が行われたということは確認できない。

2 本件工事請負契約による損害について

請求人は、中央電子光学と沖電気工業との間で談合があったことによって、組合が損害を受けたと主張する。

談合があつて、どれだけの損害を受けたかを算出するのは実際には難しい部分があるため、本件契約約款条項にある公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を出した場合、命令確定後に請負契約代金の一部を賠償金として請求できるという内容の文言（いわゆる違約金条項）により、請負代金額の20パーセントに当たる金9786万円が違約金または損害額として相当であると主張する。

しかしながら、前述のとおり、中央電子光学と沖電気工業との間で談合や共謀が行われたという具体的事実関係は、明らかになっていない。また、沖電気工業は、本件契約の受注者ではない。

3 組合の対応について

平成29年2月8日付けで、消防庁防災情報室より「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令等に対する対応（案）について」の事務連絡が発せられ、この事務連絡において、「談合などの不正により落札価格が引き上げられること等により損害を受けた場合には、発注元の市町村等が事業者に対し違約金や損害賠償金の請求を行う」となっている。組合によると、他消防本部等の動向などの情報収集、また、組合の損害額の算定などに相当の時間を要するとしている。

ただし、組合は、本件の消滅時効を考慮して、中央電子光学若しくは沖電気工業に対する請負契約に基づく違約金や損害賠償請求を放棄しているわけではないとも述べており、本件工事の入札における談合や共謀の内容や損害賠償請求ができる資料等を収集し準備を整え、請求できる状態になれば請求したいと考えているとも述べている。

以上より、組合が、本件契約に先立つ当該入札において談合や共謀による不正が行われたという疑いについて、損害賠償を請求する等の必要な措置を講ずる準備をしていることは明らかであると言える。

第6 小括

以上から、現時点において、組合と中央電子光学との間の平成24年6月28日付け消防・救急デジタル無線整備事業に係る工事請負契約において、中央電子光学の独占禁止法第3条違反の違法・不当な行為により組合が損害を被ったと断定することは出来ない。

また、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令から、沖電気工業と中央電子光学が談合を行った事実が認定される可能性は一定程度あると思われるため、組合が損害賠償請求の検討中である現状をもって、損害賠償権の行使を怠っていることにはならない。

第7 結論

平成30年3月5日請求に係る消防・救急デジタル無線整備事業の工事請負契約に関する本件請求人の主張に対し、現時点では、違約金または損害賠償額の請求について、勧告する理由がないと認める。

第8 意見

組合は、引き続き談合や共謀に関する証拠の収集、損害額の算定や他消防本部等の動向を把握するなど情報収集に努め、組合の契約違約金や損害賠償請求について全力を尽くし、談合や共謀の具体的事実関係等が明らかになった段階で、本件の消滅時効を考慮しつつしかるべきタイミングにおいて、すみやかに請求を行うことを求める次第である。

以上